

2 日以後の日である場合における休業補償（以下この項において「長期療養者の休業補償」という。）について第四条の規定により平均給与額として計算した額が、長期療養者の休業補償を受けるべき職員の休業補償の補償事由発生日の属する年度の四月一日における年齢に応じ人事院が最低限度額として定める額に満たないときは、又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る平均給与額とする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

第四条の四 年金たる補償について第四条又は第四条の二の規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じ人事院が最低限度額として定める額に満たないときは又は最高限度額として定める額を超えるときは、第四条又は第四条の二の規定にかかるらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る平均給与額とする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償法第八条の三第二項において準用する同法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

（損害賠償との調整等）

第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話を他の看護
六 移送

六
移送

第十二条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができるない期間につき、毎日合計百円の百分の一が目安と定められる。

第十三條

かかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、国は、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害

がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害が

ある場合には、障害補償一時金を支給する。
3 2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、人事院規則で定める。
障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、平均給与額に当該

名号に定める日数を乗じて
第一級三百十三日
第二級二百七十七日

三	四	五	六	七
第三級	第四級	第五級	第六級	第七級
二百四十五日	二百三十三日	二百八十四日	百五十六日	百三十一日

4 障害補償一時金の額は次の各号に掲げる障害等級に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

五	四	三	二	一
第 九 級	第 十 級	第 十一 級	三 百 九 十一 日	五 百 三 日
第 十 二 級		二 百 二 十三 日	三 百 二 日	
百 五 十六 日				

六百一日
第十三級
七五十六日
第十四級

場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

場合の障害等繰り重い障による。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該當する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一級上位の障害等級

二 第八級以上に該當する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級

三 第五級以上に該當する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

4 前項第一号の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同号の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

5 既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、人事院規則で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行つ。障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため新たに他の障害等級に該當するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該當するに至つた障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わないのでない。

(休業補償、傷病補償年金及び障害補償の制限)

第六十四条 職員が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わぬことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれら的原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、国は、人事院規則で定めるところにより、休業補償、傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護部補償を支給する。ただし、次に掲げる場合に

は、その入院し、又は入所している期間について、介護補償の支給は、行わない。

二、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三、障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、當時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

（遺族補償）

第十五条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合には、国は、遺族補償として、職員の遺族に対し、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一、夫（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。又は六十歳以上であること。

三、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

四、前二号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める障害の状態にあること。

2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その收入によつて生計を維持していた子とみなす。配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順位とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。

二 二人 平均給与額に二百一を乗じて得た額

三 三人 平均給与額に二百二十三を乗じて得た額

四 四人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人數で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く）。

二 第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたときに至つたときは、消滅する。（五十五歳以上であるときを除く）。

第十七条の二 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

二 死亡したとき。
三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）をしたとき。
四 離縁によつて、死亡した職員との親族關係が終了したとき。
五 子、孫又は兄弟姉妹について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。）。
六 第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあり、以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。
第十七条の三 遺族補償年金
　　遺族補償年金を受けることができる遺族が前者の所在が一年以上明らかでない場合には、各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。
第十七条の三 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。
　　前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。
　　第十七条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)
第十七条の四 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当することとしたときに支給されることとなる遺族補償一時金の額に満たないとき。

三 前項第二号に規定する遺族補償年金の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 前項第二号に規定する権利が消滅した日の属する年度(次号において「権利消滅年度」という。)の分として支給された遺族補償年金の額。

二 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額。

三 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

四 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

五 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が同一の権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

六 第十七条の二第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

七 年金たる補償の額の端数処理(年金たる補償の端数)

八 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

九 年金たる補償の支給期間等

十 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から始め、支給を受け

れる権利が消滅した月で終わるものとする。

十一 年金たる補償による返還金債権の金額を当該過誤払による返還金債権による返還金債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をするべき者に支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

十二 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から始めて、支給しな

らその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

十三 年金たる補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

十四 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

十五 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関して、傷病補償年金を受け同一の傷病に関し、傷病補償年金を受け同一の傷病又は障害補償の内払とみなす。

十六 同一の傷病に関して、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

十七 同一の傷病に関して、その後も休業補償が支払われた場合は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

十八 同一の傷病に関して、その後も休業補償が支払われた場合は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第十七条の七 職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

一 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

三 職員の死亡前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

四 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

五 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が同一の権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

六 第十七条の二第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

七 年金たる補償の額の端数処理(年金たる補償の端数)

八 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

九 年金たる補償の支給期間等

十 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から始めて、支給しな

らその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

十一 年金たる補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

十二 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

十三 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関して、傷病補償年金を受け同一の傷病又は障害補償の内払とみなす。

十四 同一の傷病に関して、その後も休業補償が支払われた場合は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

十五 同一の傷病に関して、その後も休業補償が支払われた場合は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

十六 同一の傷病に関して、その後も休業補償が支払われた場合は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第十八条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、国は、葬祭を行なう者に對して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定める金額を支給する。(葬祭補償)

(死亡の推定)

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれらの職員の生死が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合に、当該職員は、死亡したものと推定する。航

空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行

方不明となつた職員の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれらの職員の生死が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

船舶を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき

補償でまだその者に支給しなかつたものがある

場合又はこれららの職員の生死が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき

補償でまだその者に支給しなかつたものがある

場合又はこれららの職員の生死が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき

補償でまだその者に支給しなかつたものがある

場合又はこれららの職員の生死が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき

補償でまだその者に支給しなかつたものがある

場合又はこれららの職員の生死が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

(年金たる補償の額の改定)

第十七条の十二 年金たる補償の額については、国民の生活水準、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

おいて、その一人にした支給は、全員に對してしたものとみなす。

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第二十条の二 警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で人事院規則で定めるものが、その生命又は身體に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他の人事院規則で定める職務に從事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第十二条の二第二項の規定による額、第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、第十七条第一項の規定による額又は第十七条の六第一項の人事院規則で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十を超えない範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算

(在外公館に勤務する職員等の特例)

第十二条の三 在外公館に勤務する職員、公務で

外国旅行中の職員又は船員法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

第二十一条 削除

(福祉事業)

第二十二条 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に関する必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受けける介護の援護、その遺族の就学の援護その他被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 人事院及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、前項第一号の補装具に関する事業として、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

3 第一項に規定する福祉事業については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を図るものとする。

(労働基準法等との関係)

第二十三条 この法律に定める補償の実施について、これに相当する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和十四年法律第七十号)による業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付の実施との間ににおける均衡を失わないよう十分考慮しなければならない。

(補償の実施に関する審査の申立て等)

第二十四条 実施機関の行なう公務上の災害又は船員法及び船員保険法(昭和十四年法律第七十号)による業務上の災害に対する補償又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に對し、審査を申し立てることができる。

(補償の実施に関する審査の申立て等)

第二十五条 実施機関の実施している第二十二条第一項に規定する福祉事業の運営に関する手続に従い、人

事院に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

第二十六条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に對して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

(報告、出頭等)

第二十七条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に對して、報告をさせ、文書その他の物件を提出せず、出頭をせよ。

(支払の一時差止め)

第二十八条 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間(傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、五年間)行使しないときは、時効によつて消滅する。ただし、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第八条の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責めに帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

(時効)

第二十九条 この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第三十条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

十四号)による旅費(実施機関である行政執行法人が出頭を命じた場合は、当該行政執行法人が支給する旅費)を受けることができる。

(立入検査等)

第二十七条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、被災職員の勤務する場所、災害のあつた場所又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受け若しくは受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

(戸籍に関する無料證明)

第三十二条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市については、区長又は総合区長とする。)は、実施機関の長又は補償を受けようとする者に対しても、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定期的に、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。

(通勤による災害に係る費用の一部の負担)

第三十三条の二 通勤による負傷又は疾病に係る規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、又は前条第一項の規定による質問に對して答弁をしなかつたときは、人事院又は実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができ。

(通勤による災害に係る費用の一部の負担)

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の中止又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の

物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

二 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(施行期日)

第三十五条 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 職員に係る補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じ

第三十一条 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

たものの支給については、なお従前の例によ
る。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員
に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十
二年法律第二百六十七号）に基いて国が支給する
職員に係る給与のうち補償に相当するものの支
給について異議のある者は、人事院に対して、
審査を請求することができる。

前項の審査については、第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。
(障害補償年金差額一時金)

4
当分の間 障害補償年金を受けた権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金

障害補償年金差額一時金を受けることができ
る遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の當時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

第十七条第二項の規定は障害補償年金差額一

第七条第一項の規定に附言の如きを除く
時金の額について、第十七条の五第三項、
七条の七第一項及び第二項並びに第十九条の相
定は障害補償年金差額一時金の支給について準
用する。この場合において、第十七条第二項中
「貴族補償年金」とあるのは「障害補償年金」

「額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第四項」と、第十七条の五第三項中「第一項第三号

及び第四号」とあるのは「附則第六項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同

号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第十七条の七第一項

中「遺族補償」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第十九条中「遺族補償及
び葬祭補償」であるのは「葬祭補償年金」を指す。

「葬祭補償」とあるのは「陰害補償年金差額時金」と読み替えるものとする。

当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が人事院規則で定めるところにより申し出

たときは、国は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

障害補償年金前払一時金の額は、附則第四項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金二種の算書補償三金二種の算書^{算書}及二、^二

金は係る障害補償年金は係る障害等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として人事院規則で定める額とする。

障害補償年金前払一時金が支給される場合に
は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補

償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該障害補

償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に
支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金

金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第十五項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十一年法律第三十四号附則第二十八条第十項において準用する場合を含む。附則第十五項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項第一号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号たゞし書の規定は、適用しない。

（遺族補償年金前払一時金）

12 当分の間、遺族補償年金を受けける権利を有する遺族が人事院規則で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

13 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千を乗じて得た額を限度として人事院規則で定める額とする。

14 遺族補償年金前払一時金が支給される場合は、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

15 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金について、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十一年法律第三十四号附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十三条の二第二項第一号ただし書及び第二項第一号たゞし書の規定は、適用しない。

われる間、第十七条の四第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合については、次項の規定に準じて人事院規則で定めることにより計算した額」の合算額」と、第十七条の六第一項中「合計額」とあるのは「合算額」と、第二十条第一項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金について、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金について

いては、第十六条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金について第十六条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第六項後段」と、第二十八条中「及び遺族補償」とあるのは「遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金」とする。

17 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第十六条及び第十七条の二の規定

の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第十六条第一項第一号及び第三号

並びに第十七条の一第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年五月十六歳
九月三十日まで

昭和六十二年十月一日から昭和六十三年五月十七日まで
歳

昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで

平成元年十月一日から平成二年九月三十五十九歳

1 次の表の上欄は掲げる。期間は公務上死亡し又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当

時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第十六条

第一項第四号に規定する者であつて第十七条の二第一項第六号に該当するに至らないものを除

く。)は、第十六条第一項(前項において読み替える場合を含む。)の規定にかかるわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第十七条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは、「遺族補償年金を受けることができる遺族」(附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる)こととされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)と、第十七条の二第二項中「各号の一」とあるのは、「第一号から第四号までいすれか」とする。

昭和六十二年九月三十日まで	昭和六十二年十月一日から	昭和六十三年九月三十日まで	昭和六十三年十月一日から	昭和六十四年十月一日から
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	平成元年九月三十日まで	昭和六十三年十月一日から	昭和六十二年十月一日から
平成二年十月一日から当分	平成二年十月一日から当分	平成元年九月三十日まで	昭和六十三年十月一日から	昭和六十二年十月一日から
六十歳未満	五十歳以上	五十九歳未満	五十五歳以上	五十五歳以上
五十歳以上	五十九歳未満	五十五歳以上	五十八歳未満	五十五歳以上
五十九歳未満	五十五歳以上	五十九歳未満	五十八歳未満	五十五歳以上
六十歳	五十九歳	五十五歳	五十八歳	五十五歳

22 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（旧郵政被災職員に係る補償の実施等）

21 族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第十二項から第十五項まで規定の適用を妨げるものではない。

附則第十八項に規定する遺族に対する第二十二条及び附則第十六項の規定の適用については、これららの規定中「第十六条第三項」とあるのは、「附則第十九項」とする。

20 し 実父母を後にする
附則第十九項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第十二項から第十五項まで規定の適用を妨げるものではない。

		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
	附 則	（昭和三十一年七月二十九日法律第九号）	附 則	（昭和三十一年七月二十九日法律第九号）
（施行期日）	抄	（施行期日）	抄	（施行期日）
附 則	（昭和三十一年五月一四日法律第一七号）	附 則	（昭和三十一年五月一四日法律第一七号）	附 則
（施行期日）	抄	（施行期日）	抄	（施行期日）
附 則	（昭和三十一年五月三十一日以前において政令で定める日から施行する。）	附 則	（昭和三十一年五月三十一日以前において政令で定める日から施行する。）	附 則
（施行期日）	抄	（施行期日）	抄	（施行期日）
附 則	（昭和三十一年五月三一日法律第一四五号）	附 則	（昭和三十一年五月三一日法律第一四五号）	附 則
（施行期日）	抄	（施行期日）	抄	（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

する。ただし、目次の改正規定（第八節 退職年金制度を「第八節 退職年金制度／第九節 職員団体／」に改める部分に限る）、第十二条第六項の改正規定（同項第二号及び第十三

第六条及び第七条 い職員について

2
休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間（国家公務員災害補償法の規定にかかわらず、同法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同項の人事院規則で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額を下回る場合は、当該人事院規則で定める額）とする。障害補償を受ける者についての恩給法（大正二年法律第四十八号）第四十六条ノ二の規定の適用については、同条第五項中「給付ノ金額」とあるのは「給付ノ金額（国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ヲ乗ジテ得タル額」と、恩給法第五十八条ノ五の規定の適用については、同条本文中「国家公務員災害補償法第十三条规定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ヲ乗ジテ得タル額」とあるのは「国家公務員災害補償法第

十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ、当該補償年金ヲ受クル間」と、同条に「當書中「当該補償又ハ」とあるのは、「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」と、恩給法第六十五条ノ二の規定の適用については、同条第二項中「該当スルモノノ金額」とあるのは、「該当スルモノノ金額」である。当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」と、恩給法第三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ、其ノ年額ニ六ヲ乗シテ得タル額」とする。

国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金を受ける者についての恩給法第七十九条ノ三の規定の適用については、同条本文中「國家公務員災害補償法第十五条若ハ」とあるのは、「國家公務員災害補償法第十五条ノ規定ニ依ル遺族補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条に「当該補償又ハ」とあるのは、「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」とする。

第十条 この法律の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を受けるべき者に係る恩給法第五十八条ノ五の規定の適用については、なお従前の例による。

(公務上の災害に対する年金による補償に関する検討)

第三十三条 職員の公務上の災害に対する年金による補償に関しては、人事院は、共済組合の制度との関係を考慮して引き続き検討を加えるほ

か、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第四十五条规定する検討の結果が得られたときは、これと均衡をも考慮して、補償制度の研究を行ない、その成果を国会及び内閣に提出しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年一二月二日法律第

一四一号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(同法第二条、第十九条の三)

五号。第一条中調整手当に係る部分を除く。)

(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に係る部分を除く。)及び第十一条の四(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に係る部分を除く。)

二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定、

第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十二年改正法」という。)附則

第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定、附

則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用す

る。

附 則 (昭和四三年四月二六日法律第二

六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一〇日法律第

八六号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年一二月一七日法律第

一一九号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十号)第一条中調整手当に係る部分を除く。)

の規定及び附則第二十項の規定による改正後のべき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

国家公務員災害補償法の一部改正等に伴う経過措置

昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事

故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る平均給与額に関する国家公務員災害補償法第四条の規定の適用については、同条第二項中「調整手当」とあるのは、「調整手当(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百十九号)以下「昭和四十五年改正法」という。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十一号)の規定による暫定手当を含む。」と、「(同法第十三条の三の規定による手当を含む。)」とあるのは、「(一般職の職員の給与に関する法律第十三条の三の規定による手当及び昭和四十五年改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十三条の二の規定による隔遠地手当を含む。)」とする。

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九

1 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定並びに第十八条の改正規定(「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九

1 この法律は、労働者災害補償保険法(他の法律において準用する場合を含む。以下この項において「新法」という。)第八条、第五条及び第六条の改正規定並びに第五

第十条、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第十五条、第十八条(公務上の死亡に係る葬祭補償に関する部分を除く。)、第二十一条並びに第二十二条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する新法第一条第一項に規定する通勤による灾害(以下「通勤災害」という。)について適用する。

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月一一日法律第八

1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月二二日法律第七

九号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員災害補償法第二十条の二の規定は、昭和四十七年一月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害に係る障害補償又は遺族補償について適用する。

附 則 (昭和四八年八月一〇日法律第六

九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一

部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定並びに第十八条の改正規定(「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九

1 この法律は、労働者災害補償保険法(他の法律において準用する場合を含む。以下この項において「新法」という。)第八条、第五条及び第六条の改正規定並びに第五

第十条、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第十五条、第十八条(公務上の死亡に係る葬祭補償に関する部分を除く。)、第二十一条並びに第二十二条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する新法第一条第一項に規定する通勤による灾害(以下「通勤災害」という。)について適用する。

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月一一日法律第八

1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

て適用し、施行日前の期間に係る分について
は、なお従前の例による。

**附 則（昭和六〇年一二月二一日法律第
九七号）抄**

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十二条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六一年一月一日から、第十二条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

**附 則（昭和六一年一月七日法律第八
五号）抄**

（施行期日）

この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 改正規定並びに次条の規定

昭和六十二年四月一日

（経過措置）

この法律による改正後の国家公務員災害補償法（以下「新補償法」という。）第一条の規定は、昭和六十二年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

第二条 この法律による改正後の国家公務員災害補償法（以下「新補償法」という。）第一条の規定は、昭和六十二年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

第三条 新補償法第四条第三項第二号の規定は、この法律の公布の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第四条 新補償法第四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額の算定について適用する。

第五条 同一の障害（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。）又は死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受けた権利を有していた者であつて、施行日以後において

も年金たる補償を受ける権利を有するものに対する施行日以後の期間に係る当該年金たる補償（以下この項において「施行後補償年金」といいう。）の額の算定については、施行日の前日ににおいて受けた権利を有していた当該年金たる補

償（以下この条において「施行前補償年金」といいう。）の額の算定の基礎として用いられた平均給与額（以下この条において「施行前平均給与額」といいう。）が、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）による改正後の国家公務員災害補償法第四条の四第一項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日における年齢に応じ人事院が最高限度額として定める額を超える場合には、同項の規定にかかるわらず、当該施行前平均給与額を当該施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる平均給与額とする。

施行前補償年金が遺族補償年金である場合で、施行日以後において、当該遺族補償年金を、国家公務員災害補償法（以下「補償法」という。）第十七条の二第一項後段又は第十七条の三第一項後段の規定により次順位者に支給するときは、当該順位者は、施行日の前日ににおいて当該遺族補償年金を受ける権利を有しておいたものとみなして、前項の規定を適用する。

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

**附 則（平成二年六月二七日法律第四
六号）抄**

（経過措置）

第一条 この法律の施行の日（以下「施行日」といいう。）の属する月の前月までの月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の額並びに施行日前に支給すべき事由の生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金の額については、なお従前の例による。

**附 則（平成四年六月一九日法律第七
九号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月が生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金に係る平均給与額に関する改正後の国家公務員災害補償法（以下「新補償法」といいう。）第四条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条の規定により平均給与額として計算した額」とあるのは「昭和六十年四月一日における当該年金たる補償に係る平均給与額」と、「当該年金たる補償の補償事由発生日の属する年度の四月一日」とあるのは「昭和六十年四月一日」とする。

第四条 施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における新補償法第四条の三第一項の規定の適用については、同項中「当該休業補償に係る療養の開始後」とあるのは、「国家公務員災害補償法」の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）の施行の日以後」とする。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、人事院規則への委任

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

（施行期日等）

項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

**附 則（平成三年一二月二四日法律第一
〇九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年六月一九日法律第七十九号抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成六年六月一五日法律第三十三条

（施行期日）

この法律は、平成六年六月二九日法律第五十六条

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、各号に定める日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、各号に定める日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、各号に定める日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、各号に定める日から施行する。

一条の五に係る部分に限る。) 及び同法附則第十三条の二の次に一条を加える改正規定を除く。)、第五条の規定、第七条の規定、第八条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定(「第百三十二条第二項及び」の下に「附則第二十九条第三項並びに」を加える部分に限る。)、第九条の規定、第十一条の規定(国民年金法等一部を改正する法律附則第六十二条の次に見出し及び二条を加える改正規定を除く。)、第十八条から第二十四条まで、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条第二項、第四十条及び第四十五条から第四十八条までの規定並びに附則第五十五条中所得税法第七十四条第二項の改正規定 平成七年四月一日

附 則 (平成七年四月五日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条第一項及び第三十四条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

二 目次、第一条第一項、第二条第五号、第二章の章名、第二十二条、第二十五条の見出し及び同条第一項並びに第三十三条の改正規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第一項の改正規定中「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。)及び附則第六条の規定 平成七年十月一日

三 第十七条の九第三項の改正規定 平成八年八月一日

(経過措置)

第二条 平成七年七月以前の月分の遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年一二月一一日法律第一二号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中給与法第五条第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第二項及び第三項、第十九条の七の次に一条を加える改正規定、給与法第十二条の規定並びに第十七条中児童扶養手当第三条第一項の改正規定並びに附則第七条から第十一条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条第二項、第四十条及び第四十五条から第四十八条までの規定並びに附則第五十五条中所得税法第七十四条第二項の改正規定 平成七年四月一日

附 則 (平成七年四月五日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前見出しの改正規定、同条の改正規定(事業主は)の下に「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。)、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定(百分の五十)を「百分の五十五」に改める部分を除く。)、給与法第十九条の七第二項及び第十号の十の改正規定、同条を給与法第十九条の九の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三项、第十项、第十三项、第十四项及び第十六项から第二十项までの規定 平成十年一月一日

附 則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二八日法律第一一三六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日法律第一一四四号) 抄

(施行期日等)

二 第一条中給与法第五条第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第二項及び第三項、第十九条の七の次に一条を加える改正規定、給与法第十二条の規定並びに第十七条中児童扶養手当第三条第一項の改正規定並びに附則第七条から第十一条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条第二項、第四十条及び第四十五条から第四十八条までの規定並びに附則第五十五条中所得税法第七十四条第二項の改正規定 平成七年四月一日

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第五条第一項の改正規定(同じ。)の下に「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。)、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定(百分の五十五)を「百分の五十五」に改める部分を除く。)、給与法第十九条の七第二項及び第十号の十の改正規定、同条を給与法第十九条の九の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三项、第十项、第十三项、第十四项及び第十六项から第二十项までの規定 平成十年一月一日

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公社法の施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二八日法律第一一三六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日法律第一一四四号) 抄

(施行期日等)

二 第一条中給与法第五条第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第二項及び第三項、第十九条の七の次に一条を加える改正規定、給与法第十二条の規定並びに第十七条中児童扶養手当第三条第一項の改正規定並びに附則第七条から第十一条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条第二項、第四十条及び第四十五条から第四十八条までの規定並びに附則第五十五条中所得税法第七十四条第二項の改正規定 平成七年四月一日

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日法律第一一四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日法律第一一四四号) 抄

(施行期日等)

第二条第一号に係る部分に限る。) 及び第三項
第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号
に係る部分を除く。) 及び第二項第二号、第
九十六条、第一百十条(サービス利用計画作成
費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者
特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養
介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に
限る。)、第一百十一条及び第一百十二条(第四十
八条第一項の規定を同条第三項及び第四項に
おいて準用する場合に係る部分に限る。)並び
に第一百十四条並びに第一百十五条第一項及び
第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者
特別給付費、特例特定障害者特別給付費、
療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及
び補装具費の支給に係る部分に限る。)並び
に附則第十八条から第二十三条规定まで、第二十
六条、第三十三条から第三十三条まで、第三十
五条、第三十九条から第四十三条まで、第四
十六条、第四十八条から第五十条まで、第五
十二条、第五十六条から第六十条まで、第六
十二条、第六十五条、第六十八条から第七十
三条まで、第七十二条から第七十七条まで、第
七十九条、第八十一条、第八十三条、第八
五条から第九十条まで、第九十二条、第九
三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条
から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第
十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五
条の規定 平成十八年十月一日

て引用する場合を含む。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

第三条 国家公務員災害補償法第一条第一項に規定する職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、施行日前に治つたとき、又は施行日前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける第一条の規定による改正前の国家公務員災害補償法第九条第四号に掲げる障害補償については、なお従前の例による。

三十九条の規定による保険給付であつて、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九百九十一号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による補償に相当するものを受ける場合は、当該者には同法の規定による補償は行わない。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
（施行期日）
抄
抄　（平成一九年七月六日法律第一二一
附 則　（平成一九年一一月三〇日法律第一二一
第一号）
（施行期日）
抄
抄　（平成一九年七月六日法律第一二一
附 則　（平成一九年一一月三〇日法律第一二一
第一号）
（施行期日等）

卷之三

附 則（平成一八年一月一七日法律第一〇一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年四月二三日法律第三

（政令への委任）
第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 （平成一九年五月一六日法律第四
よる。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十二条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行期日) ○号抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から二まで 様

二号) (施行期日) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定）

三
二
一
第一二条、第四条、第六条及び第八条並びに
附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第
一項及び第二項、第三十条から第五十条まで
で、第六四条から第六十一条まで、第六一二
条、第六二四条、第六二五条、第六二六条

八月三十日施行ノル
抄

附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第
七二号) 抄
院規則で定める。
定を除く。の施行に關し必要な事項は、人事

第六十一条 第六十四条 第六十五条 第六十七条
第六十八条 第七十一条から第七十三条まで
で、第七十七条から第八十条まで、第八十二条
条、第八十四条、第九十五条、第九十条、第一百
九十四条、第九十六条から第百条まで、第一百
三条、第一百一五条、第一百一六条まで、第一百

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三章 第百五十九条から第百十一条まで 第百二十二条 第百二十三条から第二百五十五条まで 第百二十八条 第百三十三条から第三百三十四条まで 第百三十七条 第百三十九条及び第三百三十九条の二の規定 日本年金機構の施行の日

はがこの法律の施行に關し必要な細則を定める。

(国家公務員災害補償法)の一部を改正する法律
(一部改正に伴う経過措置)
第七十九条 附則第一條第三号に掲げる規定の施行
前の日前に発生した原因による公務上の災
害又は通勤による災害について、補償を受ける

第一項の法律は平成二十二年四月一日より
の間において政令で定める日から施行する。たゞ
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

十一條まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

附 則（平成二年五月一日法律第四〇〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附 則（平成二四年五月八日法律第三〇〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「／第六章 郵便事業株式会社／」第七十一条／第七章 郵便事業株式会社／」第七十二条／第七章 郵便局株式会社／」を二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）／第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条）／第七十六条／第七章 郵便局株式会社／」を「第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号及び第六章の改正規定、同法中「第七章郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一

項第二号亦の改正規定、同法第百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第一百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十一条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に關する経過措置）

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則にに関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二四年六月二七日法律第五
一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

<p>附則（平成二十六年四月二三日法律第二百二十九号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p>
<p>第三条 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十二条並びに第十三条の規定 平成二十六年十二月一日</p>	<p>三 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十二条並びに第十三条の規定 平成二十六年十二月一日</p>
<p>附則二号抄</p>	<p>附則二号抄</p>
<p>（施行期日）抄</p>	<p>（施行期日）抄</p>
<p>第五条 第一条この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>（国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）</p>

特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた被災職員に関する新補償法第五条第一項の規定の適用については、同項中「行政執行法人に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十七条）」の施行の日において行政執行法人となつた特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六条）による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）に」と、「当該行政執行法人」とあるのは「当該特定独立行政法人であつた行政執行法人」とする。

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（施行期日等）

八〇号 抄
附 則 （平成一八年一月二十四日法律第十九年一月一日

